

職員給与と職員数など

問い合わせ 人事課（内線322）、
政策推進課（内線514）

職員の給与や職員数、勤務条件などを、次のとおり公表します。
※条例に基づき公表内容の全文は、市ウェブサイト（人事課のページ）をご覧ください。

■人件費の状況（令和元年度決算）

住民基本台帳人口 (令和2.3.31現在)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	実質収支	平成30年度の 人件費率(参考)
110,698人	43,803,474千円	7,679,610千円	17.5%	708,204千円	18.6%

※人件費には、特別職に支給される給料または報酬などを含みます。

■職員給与費の状況（令和元年度決算）

職員数 (A) (平成31.4.1現在)	給与費				1人当たりの 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末手当など	合計 (B)	
838人〔9人〕	2,962,543千円	880,735千円	1,283,111千円	5,126,389千円	6,117千円

※職員手当には、退職手当を含みません。〔 〕内は、再任用短時間勤務職員数で職員数に含まれています。

■給料月額初任給の状況（令和2年4月1日現在）

一般行政職	大学卒	188,700円
	高校卒	154,900円

■平均給料月額・平均年齢の状況（令和2年4月1日現在）

一般行政職	平均給料月額	312,100円
	平均年齢	41歳5カ月

■経年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和2年4月1日現在）

区分	学歴	経年数10～15年	経年数15～20年	経年数20～25年
		280,700円	332,200円	367,200円
一般行政職	大学卒	280,700円	332,200円	367,200円
	高校卒	249,500円	296,600円	349,200円

■地域手当の状況（令和2年4月分）

支給率	支給対象職員数	1人当たり平均支給額
6%	918人	19,900円

■期末・勤勉手当の支給割合（令和2年4月1日現在）

区分	富田林市		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.3カ月分 (0.725カ月分)	0.95カ月分 (0.45カ月分)	1.3カ月分 (0.725カ月分)	0.95カ月分 (0.45カ月分)
12月期	1.3カ月分 (0.725カ月分)	0.95カ月分 (0.45カ月分)	1.3カ月分 (0.725カ月分)	0.95カ月分 (0.45カ月分)
合計	2.6カ月分 (1.45カ月分)	1.9カ月分 (0.9カ月分)	2.6カ月分 (1.45カ月分)	1.9カ月分 (0.9カ月分)
職制上の段階、職務の 等級による加算措置	あり		あり	

※()内は、再任用職員に係る支給割合です。

■扶養・住居・通勤手当の月額（令和2年4月1日現在）

区分	富田林市	国
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して次の区分により支給（月額） ・配偶者 6,500円 ・扶養親族1人につき（子）10,000円（その他）6,500円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	○扶養親族のある職員に対して次の区分により支給（月額） ・配偶者 6,500円 ・扶養親族1人につき（子）10,000円（その他）6,500円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算
住居手当	○住居を賃借している職員に対して次の区分により支給（月額） ・家賃が月額23,000円以下の場合 家賃 - 12,000円 ・家賃が月額23,000円を超える場合 (家賃 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円 ※支給限度額27,000円	○住居を賃借している職員に対して次の区分により支給（月額） ・家賃が月額27,000円以下の場合 家賃 - 16,000円 ・家賃が月額27,000円を超える場合 (家賃 - 27,000円) × 1/2 + 11,000円 ※支給限度額28,000円
通勤手当	○交通機関を利用して運賃などを負担している職員に対して支給（月額） ・運賃など相当額が月額55,000円まで全額支給 ※通用期間6カ月の定期券の価格を基礎に手当額を算出 ○交通用具などを利用している職員に対して支給 2,000円～20,500円	○交通機関を利用して運賃などを負担している職員に対して支給（月額） ・運賃など相当額が月額55,000円まで全額支給 ※通用期間6カ月の定期券の価格を基礎に手当額を算出 ○交通用具などを利用している職員に対して支給 2,000円～31,600円

給与の状況

職員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の原則に基づき、生計費、国や他の地方公共団体の職員、民間事業の従事者の給与などを参考にして定められています。

また、給与の基本的な事項は、市議会の議決を経て、「一般職の職員の給与に関する条例」「職員の退職手当に関する条例」などで定められています。これらの条例に基づき支給される職員の給与の状況は、表のとおりです。

■特別職の給料などの状況（令和2年4月1日現在）

区分	月額など		区分	月額など	
	市長	1,010,000円		議長	700,000円
給料 (※1)	副市長	840,000円	報酬 (※2)	副議長	650,000円
	教育長	740,000円		議員	610,000円
	区分			期末手当	勤勉手当
期末・ 勤勉手当	市長 副市長 教育長	6月期	2,175カ月分	-	
		12月期	2,175カ月分	-	
		合計	4.35カ月分	-	
	議長 副議長 議員	6月期	2,175カ月分	-	
		12月期	2,175カ月分	-	
		合計	4.35カ月分	-	

(※1)令和2年4月より、上記月額から市長は20%、副市長・教育長は10%削減。
(※2)令和2年6月から10月までの間、上記月額から10%削減。

■部門別職員数および増減の状況（各年度4月1日現在）

区分	部門	職員数（単位：人）			令和元年度と2年度の比較			
		30年度	元年度	2年度	増員数	減員数	差し引き	主な増減の理由
一般行政部門	議会	7	6	6	0	0	0	
	総務	126	130	126	11	15	▲4	(増) 総務一般部門の業務増、広報広聴部門・総務一般部門・戸籍など窓口部門の補充、企画部門の体制充実、住民関連部門の体制充実 (減) 住民関連一般部門の機構再編に伴う位置付け変更および減員、総務一般部門の事務移管、企画部門の事業完了に伴う減員、住民関連一般部門の事務移管
	税務	43	43	43	0	0	0	
	民生	238	238	249	11	0	11	(増) 福祉事務所部門の補充・民生一般部門の補充・体制見直し、地域改善対策部門の機構再編に伴う位置付け変更、福祉事務所部門における機構の新設
	衛生	56	57	55	1	3	▲2	(増) 公害部門の機構再編に伴う位置付け変更 (減) 公害部門の機構再編に伴う体制見直し、清掃一般部門の位置付け変更
	農林水産	11	11	10	1	2	▲1	(増) 農業一般部門の機構再編に伴う位置付け変更 (減) 農業一般部門の機構再編に伴う減員
	商工労働	7	7	7	0	0	0	
	土木	52	51	48	0	3	▲3	(減) 都市公園部門の機構再編に伴う位置付け変更、都市計画一般部門の体制見直し
小計	540	543	544	24	23	1		
特別行政部門	教育	126	126	127	4	3	1	(増) 公民館部門の補充、教育一般における体制充実、社会教育一般における機構の新設 (減) 社会教育一般部門・その他の社会教育施設部門の不補充、幼稚園部門の不補充
	消防	160	160	159	0	1	▲1	(減) 消防部門の不補充
	小計	286	286	286	4	4	0	
普通会計合計		826	829	830	28	27	1	
公営企業等会計部門	病院	0	0	0	0	0	0	
	水道	34	35	34	0	1	▲1	(減) 水道部門の不補充
	下水道	14	14	13	0	1	▲1	(減) 下水道事業部門の不補充
	その他	40	41	41	0	0	0	
小計	88	90	88	0	2	▲2		
総合計		914	919	918	28	29	▲1	

※本表における「一般行政部門」は、国の統計による分類です。

■一般行政職の級別職員数（令和2年4月1日現在）

区分	標準的職務	職員数	構成比
1級	他の級に属さない職務	42人	9.7%
2級	知識または経験が必要とする業務を行う職員の職務	70人	16.1%
3級	副主任	61人	14.0%
4級	係長・主査・主任	148人	34.0%
5級	課長代理・分署長代理・主幹	55人	12.7%
6級	課長・分署長・参事	37人	8.5%
7級	次長・次長代理・副署長	11人	2.5%
8級	部長・消防長・理事・署長	11人	2.5%
合計		435人	100%

※市給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
※標準的職務とは、それぞれの等級に該当する代表的な職名です。

■採用および退職の状況

採用（令和2年4月1日付）	退職（令和元年度中）
34人	39人

■勤務時間の状況（令和2年4月1日現在）

本庁勤務の一般職員	月～金曜日（休日は除く） 勤務時間：午前9時～午後5時30分（うち休憩時間45分）

■分限・懲戒処分状況（令和元年度）

分限処分	処分の種類		処分者数
	免職	休職	
	免職	1人	
	休職	7人	
懲戒処分	降任		
	降給		
	免職		
	停職		
	減給		
	戒告		

■研修の状況（令和元年度）

名称・内容	講座数	受講者数
《市単独集合研修》 基本研修（新規採用職員研修、職階別研修ほか）	29件	1,907人
《講習会・説明会》講習会・説明会	2件	153人
《研修生・実習生受け入れ》 フィールドワーク、OB・OG訪問	2件	6人
《共同研修》中部都市研修協議会主催研修	10件	96人
《派遣研修》マッセOSAKA主催研修	29件	41人
《派遣研修》その他	22件	38人

■福利厚生状況（令和元年度）

個人掛け金	800円（月額）
市補助金	670円（月額）
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 健康ウォーキング 生活資金貸付 人間ドック補助金など

●福利厚生状況
地方公共団体は地方公務員法により、職員の福利厚生を実施することが義務付けられています。本市では、市職員福利厚生会において、福利厚生事業を実施しています。

■健康管理の実施（令和元年度）

事業内容
<ul style="list-style-type: none"> 各種健康診断の実施 産業医による健康相談の実施 ハラスメント・メンタルヘルス相談の実施 メンタルヘルス研修の実施

●健康管理の実施
職員が能力を発揮し、職務を迅速かつ的確に遂行するために、「市職員労働安全衛生管理規程」などに基づき、日頃の健康管理や快適な職場環境を確保するさまざまな事業を実施しています。

職員数などの状況

職員定数は、「職員定数条例」で定められており、その範囲内で職員を配置しています。また、地方公務員法の規

定に基づき、職務遂行能力の向上を図ることなどを目的として、毎年職員研修を実施しています。職員数などの状況は、表のとおりです。